

事業譲渡契約付帯覚書

空知商工信用組合（以下、「甲」という。）と道央信用組合（以下、「乙」という。）は、平成13年4月20日付で締結した「事業譲渡契約書」（以下「契約書」という）について、以下のとおり覚書を締結する。

記

（事業譲渡の期日）

第1条 契約書第1条2における事業譲渡の期日は平成13年7月9日とする。

ただし、やむ得ない事情が生じたときは、甲、乙協議の上、この期日を変更することができるものとする。

（事業譲渡についての付帯条件）

第2条 事業譲渡に際しての付帯条件は、以下のとおりとする。

- (1) 乙の役員は事業譲渡に際して承継しない。
- (2) 乙の総代は事業譲渡に際して承継しない。
- (3) 契約書第2条に定める譲渡財産は、甲の定める基準に基づき、甲、乙、預金保険機構および(株)整理回収機構と協議の上、譲渡するものと認めた財産および権利義務等とする。

（店舗の統廃合）

第3条 乙は甲に全店舗を譲渡するものとするが、甲は黄井支店及び茂尻支店については事業譲渡日をもって機械化店舗とする。

この契約締結の証として、本契約書正本2通を作成し、甲、乙各代表が記名捺印のうえ、各自1通を保有する。

平成13年4月20日

（甲）美唄市西2条南2丁目1番1号
空知商工信用組合
理事長 土屋良三



（乙）滝川市栄町2丁目3番21号
道央信用組合
金融整理管財人 東出俊夫



金融整理管財人 小寺正史

